

事業者の皆様へ

焼津市地域交流センター利用のご案内

焼津市は令和6年4月1日より、市内9公民館を地域交流センターへ移行します。この移行に伴い、当該施設が一般利用者に貸し出している会議室等を、事業者の皆様にもご利用いただけるようになります（令和6年4月1日は月曜休館日のため翌2日から開設となります）。

地域交流センターを使用しようとする場合は、事前に使用者登録をし、その後、焼津市公共施設予約システムにより使用申請をしていただくこととなります。申請は、使用しようとする日の各日3か月前から行うことができます。

なお、焼津市地域交流センターの使用に当たりましては、専ら営利を目的とする使用については許可しないものとしております（焼津市地域交流センター条例第7条）のでご注意ください。

使用が許可される場合と許可されない場合の例は下記のとおりです。参考にいただき、ご不明な点はスマイルライフ推進課または各地域交流センター（現公民館）にお問い合わせください。

【使用が許可される例】

- ・営利事業者※1が、市・地域・公共的団体（農協、漁協、商工会議所、社会福祉協議会など）の主催・共催・後援するマルシェや朝市などの行事に参加して商品を販売する場合
- ・生涯学習に資する教育事業（ダンス、料理、英会話などのカルチャースクール、学習塾など）を営む営利事業者及び福祉事業を営む営利事業者が当該事業のために使用する場合
- ・営利事業者が社員・従業員を対象として行う会議、研修会、入社試験、労働組合等による事業、福利厚生事業、親睦事業
- ・コンサート、講演会、講座（文化鑑賞や教養を身に付けることを目的としたもの。有料可）

※1 営利事業者：株式会社等の営利法人及び個人事業主

【使用が許可されない例】

- ・営利事業者が行う専ら販売を目的とした行為（講習会の形態をとりながら物品や会員資格等を売る行為、その他市民の不利益となる行為を含む）
- ・非営利法人※2である一般社団法人や宗教法人等が販売する行為
- ・営利事業者による専ら宣伝等を目的とした行為（商品の宣伝、注文、試食、実演、展示、紹介、説明、勧誘及び個人情報収集する活動を含む）
- ・商品の販売、宣伝を目的としたセミナー、説明会、勉強会、講習会

※2 非営利法人：一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、医療法人、宗教法人など

休館日 ①月曜日、②12月29日～1月3日 ※焼津地域交流センターの休館日は②のみ

開館時間 午前9時～午後9時30分

使用区分 午前：9:00～12:00、午後：13:00～17:00、夜間：18:00～21:30

使用料 現在の公民館の使用料を焼津市ホームページでご覧いただけます。営利事業者の使用料はホームページに記載の使用料の100%加算（2倍）の料金となります。

問合せ先 スマイルライフ推進課 TEL 6 3 1 - 6 8 6 2

各地域交流センター（現公民館：焼津TEL 6 2 6 - 0 8 8 8、豊田TEL 6 2 7 - 7 3 1 0、小川TEL 6 2 4 - 8 1 9 1、東益津TEL 6 2 8 - 2 6 0 7、大富TEL 6 2 4 - 4 3 0 2、和田TEL 6 2 3 - 1 5 7 0、港TEL 6 2 4 - 8 8 5 5、大村TEL 6 2 9 - 3 3 5 1、大井川TEL 6 2 2 - 3 1 1 1